

資料



- 用語解説
- 熊本県子供の読書活動に関するアンケート調査結果
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 子供の読書活動推進会議委員
- 子供の読書活動推進計画(第四次)策定会議委員

用語解説（50音順）

【あ行】

アニメーション（P. 19, 20, 21, 25, 31）

「作戦」と呼ばれる75通りの創造的な遊びを用いて、子供の読む力や読書意欲を引き出すことを目的とした読書教育法の一つです。読書の時間や読み聞かせの後、または授業の中でこれを活用し、読書を活動的な時間とすることができます。読書へのアニメーションとは、子供たちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え、自主的に読む力を引き出すために行われます。ゲームや著者訪問等、様々な形があります。

一斉読書（P. 4, 5, 13, 21, 22）

朝や午後の授業開始前の時間帯に読書の時間を位置付け、全校で一斉に読書をすることです。児童生徒だけでなく、学級担任等の教職員もこの時間には読書をすることが望まれます。時間は各学校によって違い、10～15分間が多いようです。また、週に1回、週に2回等、一斉読書に取り組む回数も学校等によって違いがあります。

移動図書館（P. 14, 23, 24）

図書館を利用しにくい地域に対して、自動車などの移動手段を用いて図書資料を運び、図書館職員による貸出しなどの図書館サービスを現地で提供することです。

家読（うちどく）（P. 16, 17, 19, 21, 33）

家庭内での読書活動のことです。家族で同じ本を読む、または、読んだ本についての感想を話し合うなどの行動を介して、読書の習慣を付けるとともに、家族間でのコミュニケーションを図ろうとするものです。

LLブック（P. 31）

文字を読むことや、本の内容を理解することが苦手な人がやさしく読めるよう、写真や絵、分かりやすい文章、ピクトグラムなどを用いて内容が分かりやすく書かれている本のことです。LLブックは、主に、中高生以上の年齢の人を対象に、その人たちの生活年齢とニーズにあった内容を届けようとするものです。

お話（ストーリーテリング）（P. 15, 17, 18, 19, 22, 28, 31）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動のことです。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体となって楽しむことができます。

【か行】

学校司書（P. 3, 5, 6, 20, 21, 25, 26, 27）

専ら学校図書館の職務に従事する職員のことです。（学校図書館法第6条第1項）熊本県内では、「学校図書館事務」「学校図書館業務補助」「学校司書補」等の職種・職名で配置される例があります。

学校図書館資料（P. 27）

学校図書館における図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料のことです。（学校図書館法第2条）

学校図書館図書標準（P. 5, 6, 27）

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定したもので、小・中・特別支援学校の学級数に応じて標準の蔵書冊数が示されています。

家庭文庫（P. 19）

家庭の一室や一角を図書館のようにして本等を配架し、地域の子供や大人のために、本を貸出したり閲覧できるようにしたりすることです。

熊本県子どもの読書活動に関するアンケート（P. 16）

熊本県教育委員会が、平成15年度から実施している児童・生徒の読書の実態を把握するためのアンケート調査のことです。第三次計画期間中のアンケートは、小学校11校、中学校11校、高等学校10校を抽出し、各学年1学級の児童・生徒を対象に毎年調査しています。

熊本県子どもの読書活動推進フェスティバル（P. 8, 9, 18, 29, 32）

熊本県教育委員会が主催する読書の楽しさ、喜びを体感できる催しです。子供だけでなく保護者、読書ボランティア等、多くの方が楽しむことができます。

熊本県読書応援ボランティア養成講座（P. 7, 28, 29, 30）

熊本県教育委員会が主催する読書応援ボランティアの人材を育成するための講座のことです。

国際子ども図書館（P. 28）

平成12年1月に国立国会図書館の支部図書館として設立された、わが国初の国立の児童資料専門図書館のことです。

子ども司書（P. 33）

図書館や読書活動について学び、お薦めの本を選定して紹介したり、同世代の子供を対象とした読書を広める企画を実施したりする子供のことで、

子ども文庫（P. 26）

熊本県立図書館において、幼稚園、保育所等、小中学校、義務教育学校、市町村立図書館などの幼児から中学生を対象として、最大500冊（最長1年間）の図書資料を貸し出す制度のことです。

【さ行】

さわる絵本（P. 30, 31）

手で触って分かり、楽しめるように制作した絵本のことで、原本は子どもに人気のある絵本が選ばれています。

司書教諭（P. 20, 21, 25, 27）

学校図書館の専門的業務にあたる教諭のことで、学校図書館法第5条に「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定されており、平成15年4月1日からは12学級以上の小・中・高・特別支援学校に司書教諭を配置することが義務付けられています。

障がいのある子どもたちの読書活動推進支援事業（P. 8, 21, 30）

特別支援学校に在籍する子供に、読書ボランティアによる読み聞かせ等を継続的に実施し、地域との交流を深めていくために、読書ボランティアに対し助成を行う事業のことです。この事業の主催は、一般財団法人熊本県PTA教育振興財団で、熊本県教育委員会が共催しています。

相互貸借（P. 7, 14, 24, 28）

図書館の相互協力の一つで、利用者の求めに応じて、図書館同士で資料の貸借をすることです。

【た行】

大活字本（P. 8, 31）

弱視者用に大きな活字で印刷された図書のことです。大型活字本とも言います。実際には、印刷方式にかかわらず、文字の大きな図書の総称として用いられます。

点訳絵本（P. 7, 31）

絵本の文字の部分に透明シールに打った点字を貼りつけた絵本のことです。

読書会（P. 21）

数人で集まり、本の感想を話し合う活動のことです。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法があります。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書へつなげることができます。

【な行】

乳幼児サービス（P. 16）

乳幼児とその家族、さらには保育士、介護者、教育者、医療専門家といった乳幼児に関わる専門家に対し、市町村立図書館が提供する図書館サービスのことです。

布の絵本（P. 7, 30, 31）

絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書のことです。厚地の布にアップリケを施し、マジックテープやボタンで着脱が可能になったり、ひもを結んだり、ジッパーを操作して楽しんだりできるようになっています。

【は行】

パートナーシップ（P. 7, 12, 28）

対等な関係（従属的、依存的でない関係）のことで、行政、民間、ボランティア及び企業の関係において重要な概念のことです。

パスファインダー（P. 18, 26）

あるテーマに関する資料や情報を探すための手順を簡単にまとめたものです。探している資料を効率的に見つけることができます。

肥後っ子いきいき読書アドバイザー派遣事業（P. 5, 6, 20, 21, 22, 25, 27）

熊本県教育委員会が行っている事業で、平成24年度から平成26年度までは学校図書館デザインサポート事業、現在は、肥後っ子いきいき読書アドバイザー派遣事業という名称です。図書館の運営等に精通した方を、県が「読書アドバイザー」に任命し、要請があった学校等に派遣し、学校図書館などの充実、児童生徒に親しまれて役に立つ図書館づくりを目指した提案等を行っています。

ビブリオバトル（P. 19, 20, 21, 22, 24, 25）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行います。すべての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の投票で選ぶ活動です。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができます。

ファーストブック（P. 16）

赤ちゃんが初めて触れる本のことです。

ブックトーク (P. 19, 20, 21, 31)

相手に本への興味がわくような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介することです。テーマから様々なジャンルの本に触れることができます。

ポップ (P. 22, 25)

図書館等においては、本を読みたい気持ちにさせる文章やイラストのことです。

【ま行】

マルチメディアデジター図書 (P. 31)

現在広く流通している音声デジターのさらに進んだもので、音声とその部分のテキストや画像等が同期 (シンクロナイズ) して出力されます。パソコンを使って利用します。視覚障害者だけでなく様々な人が利用できる使いやすいデジタル図書のことです。

【や行】

YA (ヤングアダルト) (P. 20, 24)

およそ13歳頃から19歳頃の若者のことです。心理学と文学においては対象とする年齢が若干異なる場合もあります。文学においては、児童文学と文学一般の間にヤングアダルトというカテゴリーを設けています。

ユニバーサルデザイン (P. 7, 12, 24, 30, 31)

年齢、性別、国籍 (言語) や障がいの有無に関係なく最初からだれもが利用できるような製品、建物や環境のデザインを意味するもので、今日では、情報、サービスやコミュニケーションを含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」という、より広い概念として使われています。

ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境整備 (P. 7, 8)

ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の整備、充実として挙げた20項目

- | |
|---|
| ①エレベーターやスロープの設置 ②ベビーカーの貸出し ③授乳コーナーの設置 ④館内案内板の設置 ⑤館内案内等の点字による表示 ⑥館内案内等の外国語による表示 ⑦子ども用の検索コンピュータの設置、システムの導入 ⑧病気や障がい等により来館できない幼児や児童生徒等への配本サービスや郵送サービス等 ⑨特別支援学級や特別支援学校の児童生徒への図書館活用等のPR ⑩特別支援学級や特別支援学校の児童生徒等の施設見学や職場体験等の受け入れ ⑪外国語本の収集、貸出し ⑫対面朗読サービス ⑬布の絵本の貸出し ⑭点訳 (点字) 絵本、児童書等の貸出し ⑮大活字本の貸出し ⑯大型絵本の貸出し ⑰朗読DVD等の視聴覚機器の貸出し ⑱手話や字幕入り映像資料の収集等 ⑲子どもの読書活動推進のための研究書等関連資料の収集、貸出し ⑳子育て関連資料の収集等 |
|---|

【ら行】

ライトノベル (P. 21)

10代の中高生を対象として書かれた、漫画やアニメ風のイラストを使用した小説のことです。

リーディングトラッカー (P. 31)

読みたい行を集中して読めるように、両隣の行の文字を隠して読み進める読書補助具のことです。

レファレンスサービス (P. 24)

必要な情報を求めて図書館等の利用者に対して、その情報の回答について、図書館職員が図書館等の資料とネットワークを活用して、資料紹介や情報提供等を行うことです。

平成30年度熊本県子供の読書活動に関するアンケート調査結果

本調査は、平成30年8・9月に県教育委員会が下記機関等を対象に行った調査によるものです。
 ①市町村教育委員会（45委員会） ②市町村立図書館（52図書館） ③公民館図書室（49公民館）
 ④小学校（11校）の児童2,047人、中学校（11校）の生徒980人、県立高等学校（10校）
 の生徒977人 ⑤「④」で実施の保護者3,152人、認定こども園（10園）・幼稚園（10園）・
 保育所（11園）の保護者408人、特別支援学校の保護者427人、保護者合計3,987人

①市町村教育委員会

■ は平成25年度を上回った項目

- 1 家庭教育の講座等における読書に係る講演会、研修会の実施

年度	実施している
H25年度	26.7%
H30年度	13.3%

- 2 小学校・中学校における学校司書の配置

年度	配置している
H25年度	64.4%
H30年度	71.1%

- 3 「2」の「配置している」のうち、配置の形態

年度	全小中学校へ1人配置	その他の配置・ローテーション配置・臨時的、変則的配置
H25年度	41.4%	58.6%
H30年度	46.9%	53.1%

- 4 市町村立図書館と学校図書館とのネットワークの構築状況(平成25年度は未調査)

年度	行っている	行う予定	予定なし
H30年度	20.0%	4.0%	76.0%

- 5 学校図書館の外部への開放を行っている市町村の割合

年度	開放している
H25年度	33.3%
H30年度	13.3%

- 6 市町村ごとの現在の読書活動推進計画の策定状況

第一次計画に基づき活動	第二次計画に基づき活動	第三次計画に基づき活動	第四次計画に基づき活動
48.9%	35.6%	15.5%	0%

- 7 「6」で「第一次計画に基づき活動」と回答した市町村の今後の予定

本年度中に改定を行う予定	来年度以降に改定を行う予定	改定を行う予定はない
27.3%	40.9%	31.8%

②市町村立図書館

- 1 図書館における「子ども図書室」等のスペースの有無

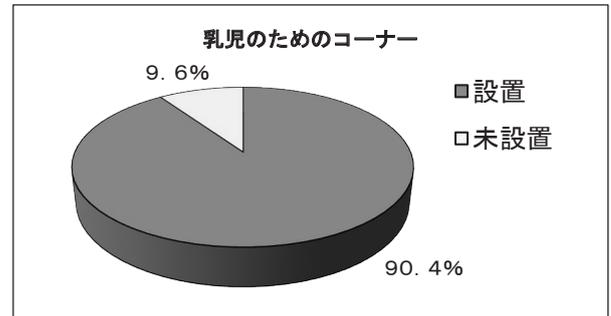
年度	スペース有り
H25年度	72.3%
H30年度	78.8%

2 児童サービス関連担当職員の配置状況

年度	配置している
H25年度	25.0%
H30年度	30.8%

3 配架におけるコーナーの設置割合

年度	乳児のためのコーナー
H25年度	95.8%
H30年度	90.4%



年度	幼児のためのコーナー
H25年度	74.5%
H30年度	75.0%

年度	児童のためのコーナー
H25年度	80.9%
H30年度	80.8%

年度	ヤングアダルトコーナー
H25年度	74.5%
H30年度	80.8%

年度	話題のコーナー
H25年度	57.4%
H30年度	75.0%

年度	季節のコーナー
H25年度	68.1%
H30年度	76.9%

4 「第三次基本計画」、「第三次推進計画」を受けた児童書の選書に関する変容（複数回答可）

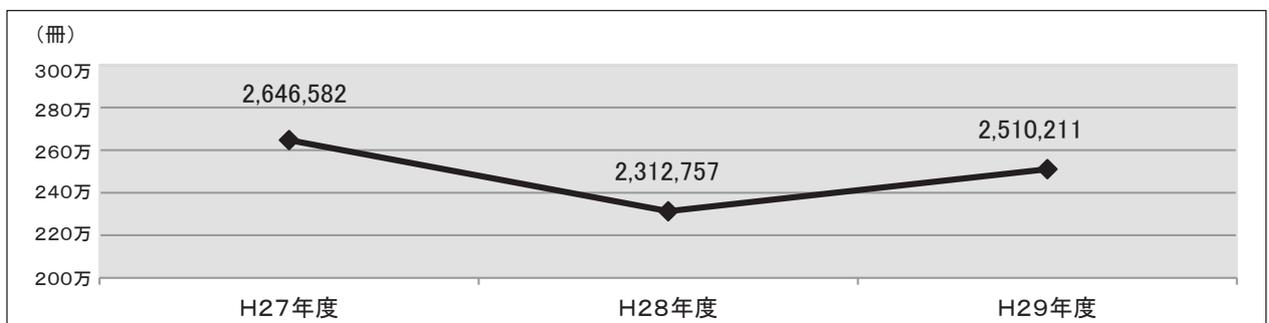
年度	児童書の割合が増えた
H25年度	17.0%
H30年度	9.6%

年度	内容や質について考慮
H25年度	42.6%
H30年度	55.8%

年度	学齢等に応じた選書
H25年度	51.1%
H30年度	67.3%

年度	変容なし
H25年度	29.8%
H30年度	23.1%

5 市町村立図書館における児童書の貸出し冊数の変化



6 子供の読書活動を推進するための「図書館だより」や子供用利用案内等の作成

年度	作成している
H25年度	63.8%
H30年度	73.1%

7 学校司書等との意見交換や研修

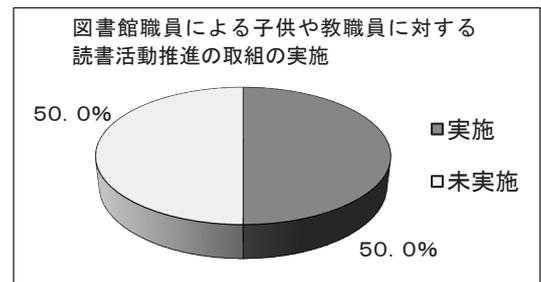
年度	実施している
H25年度	46.8%
H30年度	73.1%

8 定例のおはなし会の実施率

年度	実施している
H25年度	83.0%
H30年度	82.7%

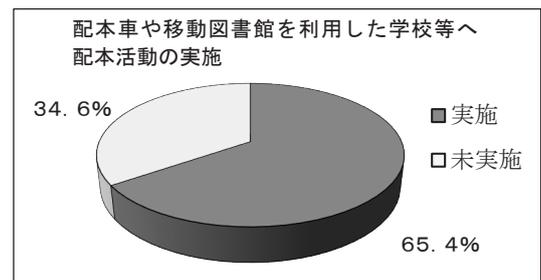
9 図書館職員による子供や教職員に対する読書活動推進の取組の実施

年度	実施している
H25年度	44.7%
H30年度	50.0%



10 配本車や移動図書館を利用した学校等への配本活動の実施

年度	実施している
H25年度	72.3%
H30年度	65.4%



11 ボランティアの受け入れ状況

年度	おはなしボランティア
H25年度	80.9%
H30年度	75.0%

年度	布の絵本作成ボランティア
H25年度	23.4%
H30年度	15.4%

年度	点訳絵本作成ボランティア
H25年度	2.1%
H30年度	1.9%

年度	朗読ボランティア
H25年度	10.6%
H30年度	5.8%

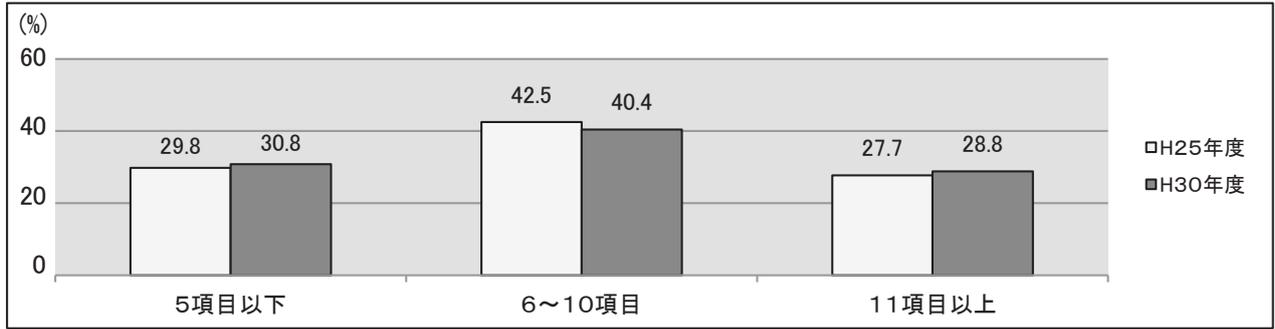
年度	書架整理ボランティア
H25年度	14.9%
H30年度	7.7%

年度	貸出し業務ボランティア
H25年度	2.1%
H30年度	1.9%

年度	学生ボランティア
H25年度	14.8%
H30年度	11.5%

年度	その他のボランティア
H25年度	34.0%
H30年度	11.5%

12 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の整備、充実（20項目中複数回答※）



※ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の整備、充実として挙げた20項目
 ①エレベーターやスロープの設置 ②ベビーカーの貸出し ③授乳コーナーの設置 ④館内案内板の設置 ⑤館内案内等の点字による表示 ⑥館内案内等の外国語による表示 ⑦子供用の検索コンピュータの設置、システムの導入 ⑧病気や障がい等により来館できない幼児や児童生徒等への配本サービスや郵送サービス等 ⑨特別支援学級や特別支援学校の児童生徒への図書館活用等のPR ⑩特別支援学級や特別支援学校の児童生徒等の施設見学や職場体験等の受け入れ ⑪外国語本の収集、貸出し ⑫対面朗読サービス ⑬布の絵本の貸出し ⑭点訳（点字）絵本、児童書等の貸出し ⑮大活字本の貸出し ⑯大型絵本の貸出し ⑰朗読DVD等の視聴覚機器の貸出し ⑱手話や字幕入り映像資料の収集等 ⑲子供の読書活動推進のための研究書等関連資料の収集、貸出し ⑳子育て関連資料の収集等

◎ 県内45市町村における公立図書館の設置率

設置している	設置していない
55.6%	44.4%

市立100%、町立47.8%、村立0%

③公民館図書室

1 図書室における「子ども図書室」等のスペースの有無

年度	スペース有り
H25年度	46.4%
H30年度	46.9%

2 児童サービス関連担当職員の配置状況

年度	配置している
H25年度	21.7%
H30年度	12.2%

3 配架におけるコーナーの設置割合

年度	乳児のためのコーナー
H25年度	60.7%
H30年度	71.4%

年度	幼児のためのコーナー
H25年度	60.7%
H30年度	75.5%

年度	児童のためのコーナー
H25年度	71.4%
H30年度	71.4%

年度	ヤングアダルトコーナー
H25年度	40.4%
H30年度	42.9%

年度	話題のコーナー
H25年度	55.3%
H30年度	63.3%

年度	季節のコーナー
H25年度	42.9%
H30年度	57.1%

4 「第三次基本計画」、「第三次推進計画」を受けた児童書の選書に関する変容（複数回答可）

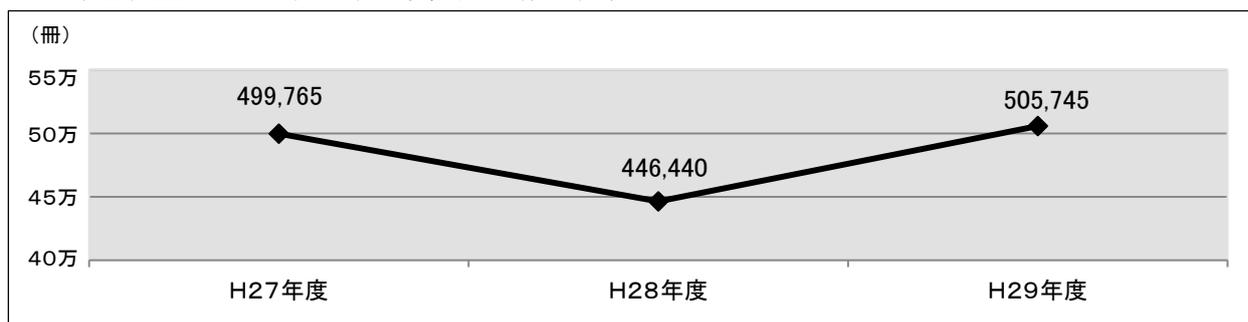
年度	児童書の割合が増えた
H25年度	12.5%
H30年度	8.2%

年度	学齢等に応じた選書
H25年度	51.8%
H30年度	24.5%

年度	内容や質について考慮
H25年度	44.6%
H30年度	18.4%

年度	変容なし
H25年度	39.3%
H30年度	44.9%

5 公民館図書室における児童書の貸出し冊数の変化



6 子供の読書活動を推進するための「図書館だより」や子供用利用案内等の作成

年度	作成している
H25年度	28.6%
H30年度	30.6%

7 学校司書等との意見交換や研修

年度	実施している
H25年度	9.8%
H30年度	22.4%

8 定例のおはなし会の実施率

年度	実施している
H25年度	35.7%
H30年度	32.7%

9 図書室職員による、子供や教職員に対する読書活動推進の取組

年度	実施している
H25年度	12.5%
H30年度	12.2%

10 配本車や移動図書館を利用した学校等への配本活動の実施

年度	実施している
H25年度	12.5%
H30年度	10.2%

11 ボランティアの受け入れ状況

年度	おはなしボランティア
H25年度	46.6%
H30年度	30.6%

年度	布の絵本作成ボランティア
H25年度	5.2%
H30年度	0%

年度	点訳絵本作成ボランティア
H25年度	0%
H30年度	0%

年度	朗読ボランティア
H25年度	0%
H30年度	0%

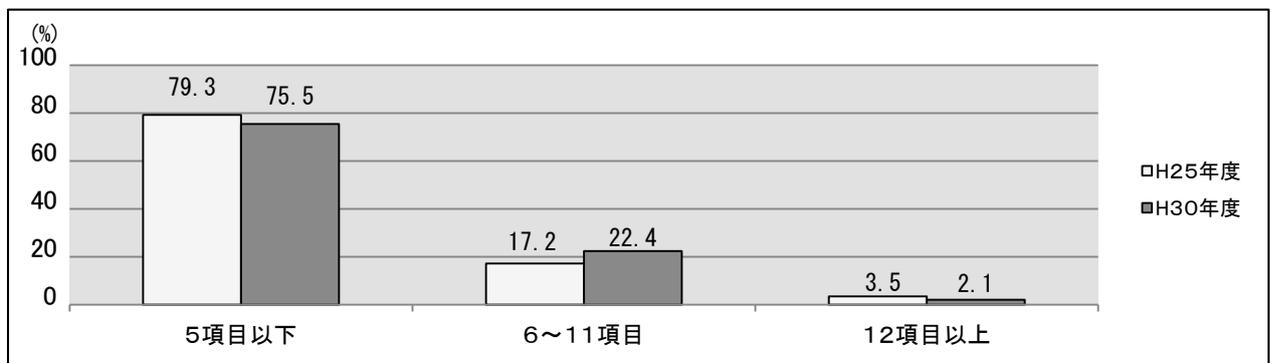
年度	書架整理ボランティア
H25年度	1.7%
H30年度	4.1%

年度	貸出し業務ボランティア
H25年度	1.7%
H30年度	0%

年度	学生ボランティア
H25年度	0%
H30年度	0%

年度	その他のボランティア
H25年度	0%
H30年度	2.0%

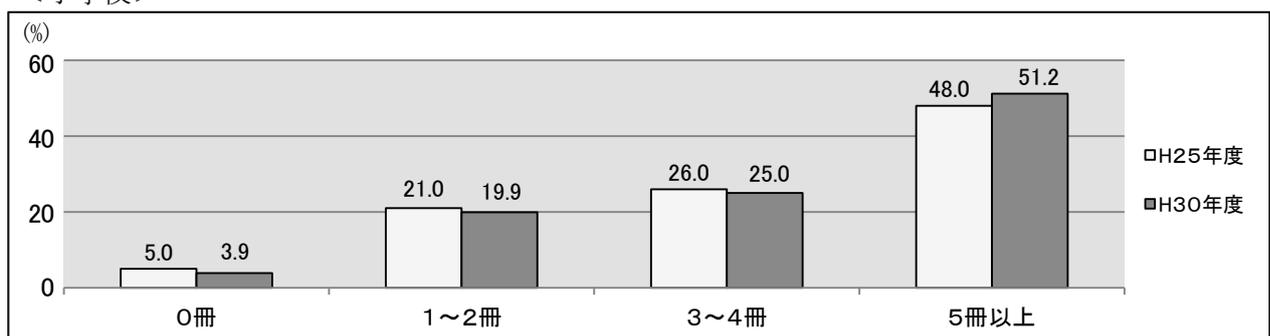
12 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の整備、充実（20項目中複数回答※）



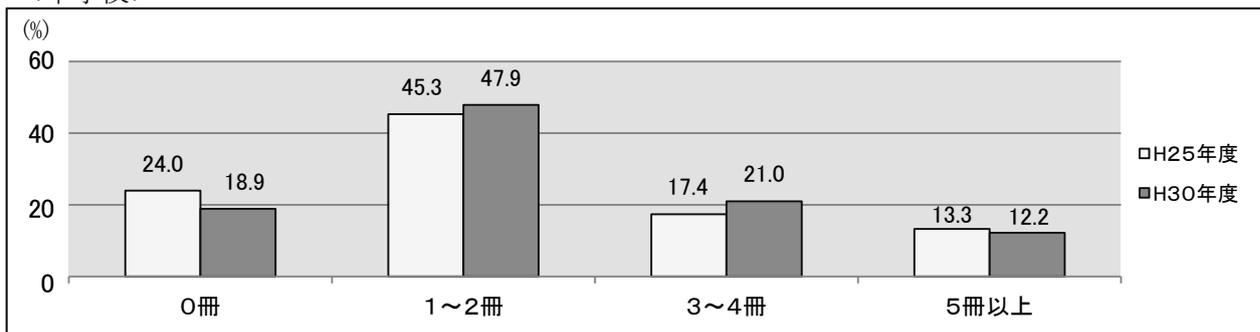
※ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境の整備、充実として挙げた20項目
 ①エレベーターやスロープの設置 ②ベビーカーの貸出し ③授乳コーナーの設置 ④館内案内板の設置 ⑤館内案内等の点字による表示 ⑥館内案内等の外国語による表示 ⑦子供用の検索コンピュータの設置、システムの導入
 ⑧病気や障がい等により来館できない幼児や児童生徒等への配本サービスや郵送サービス等 ⑨特別支援学級や特別支援学校の児童生徒への図書館活用等のPR ⑩特別支援学級や特別支援学校の児童生徒等の施設見学や職場体験等の受け入れ ⑪外国語本の収集、貸出し ⑫対面朗読サービス ⑬布の絵本の貸出し ⑭点訳（点字）絵本、児童書等の貸出し ⑮大活字本の貸出し ⑯大型絵本の貸出し ⑰朗読DVD等の視聴覚機器の貸出し ⑱手話や字幕入り映像資料の収集等 ⑲子供の読書活動推進のための研究書等関連資料の収集、貸出し ⑳子育て関連資料の収集等

④児童生徒

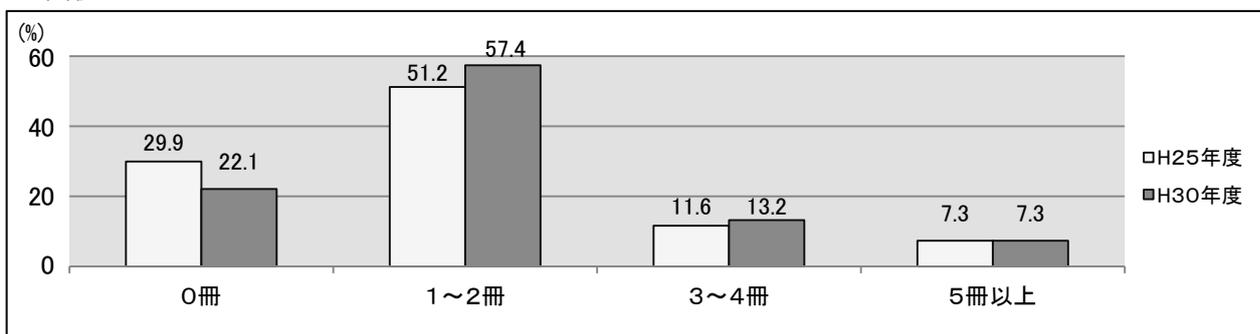
1 1か月の読書冊数
 <小学校>



<中学校>

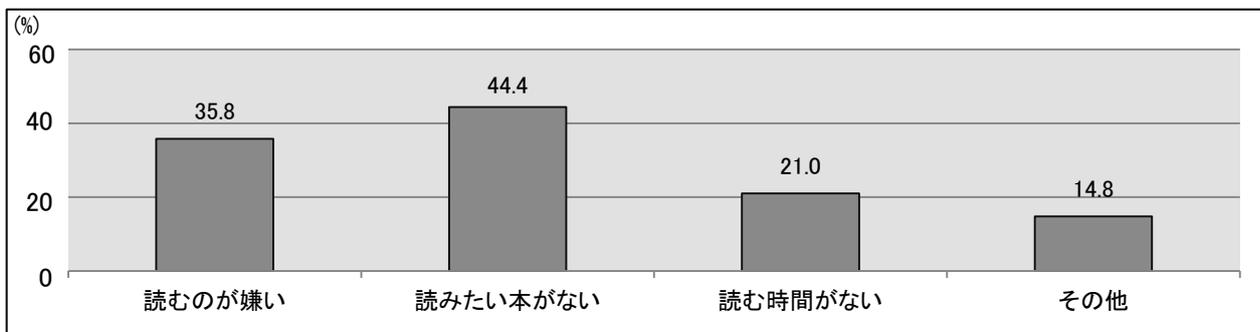


<高校>

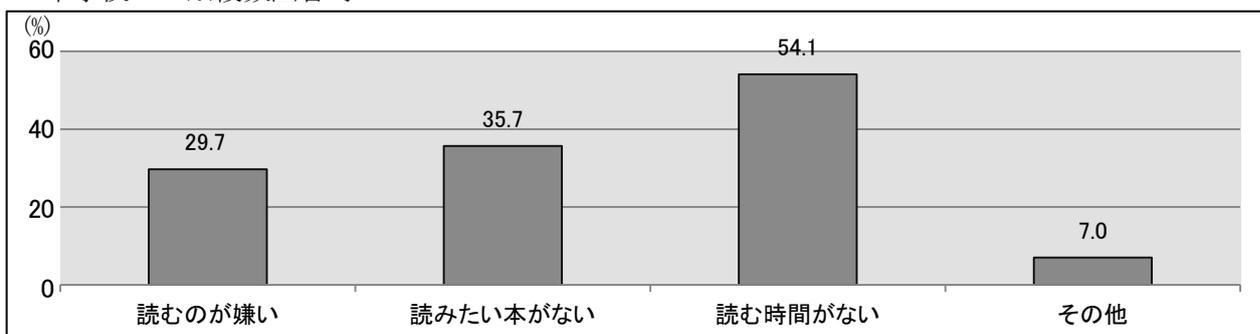


2 「1」で「0冊」と回答した理由（平成25年度は小・中・高でまとめて実施）

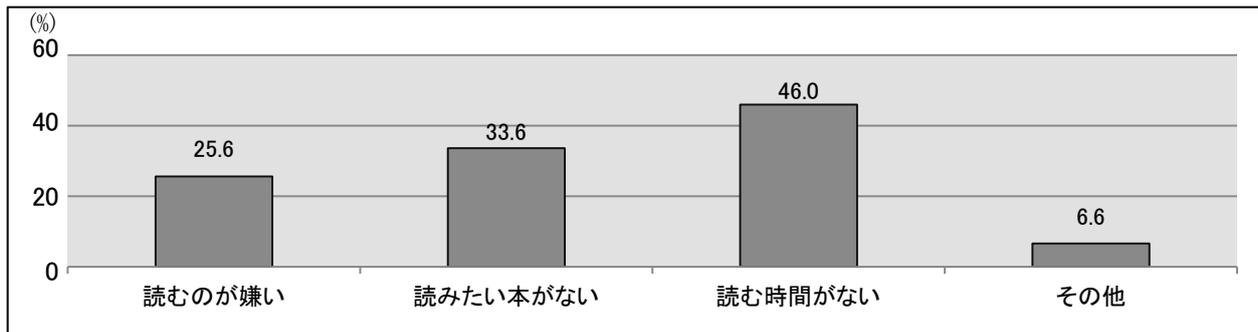
<小学校> ※複数回答可



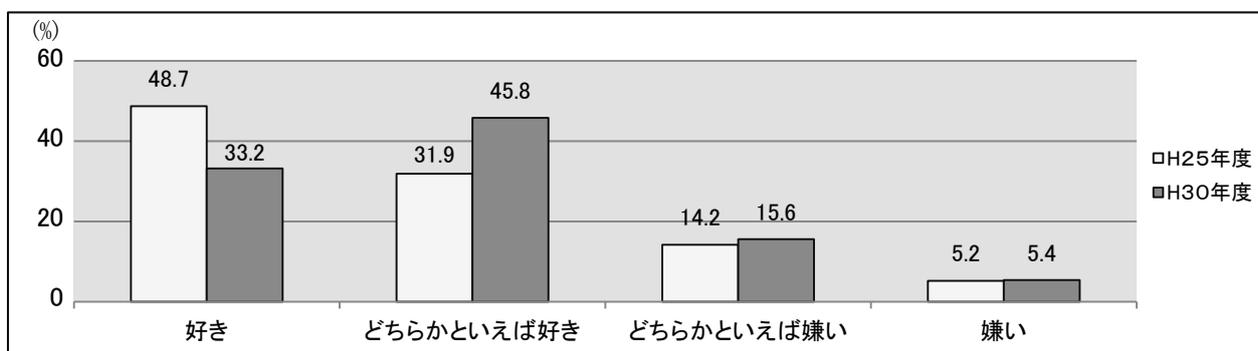
<中学校> ※複数回答可



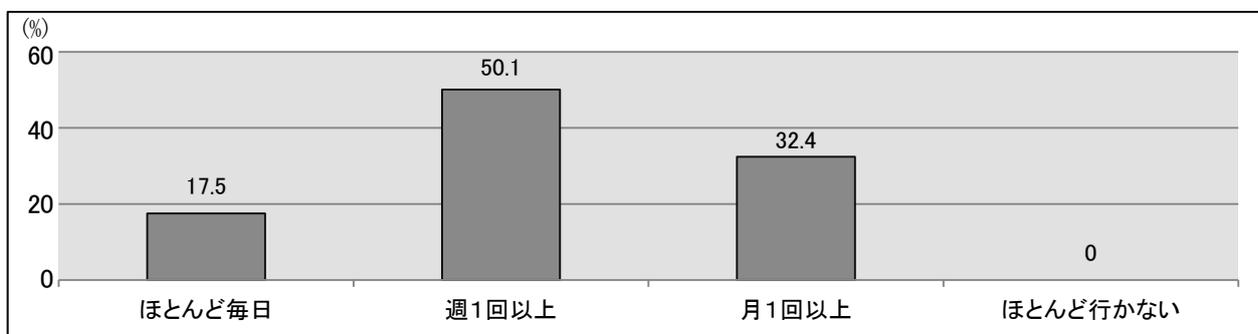
<高校> ※複数回答可



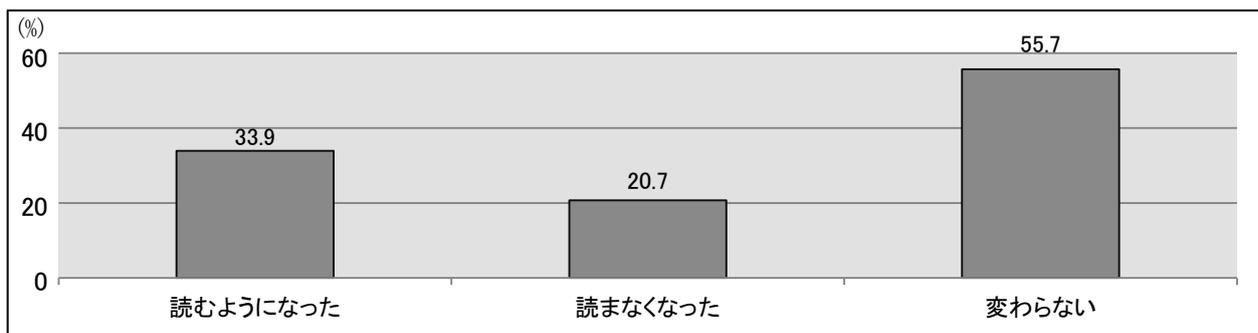
3 読書への関心



4 普段どのくらい図書館(図書室)に行っていますか (平成25年度は未調査)



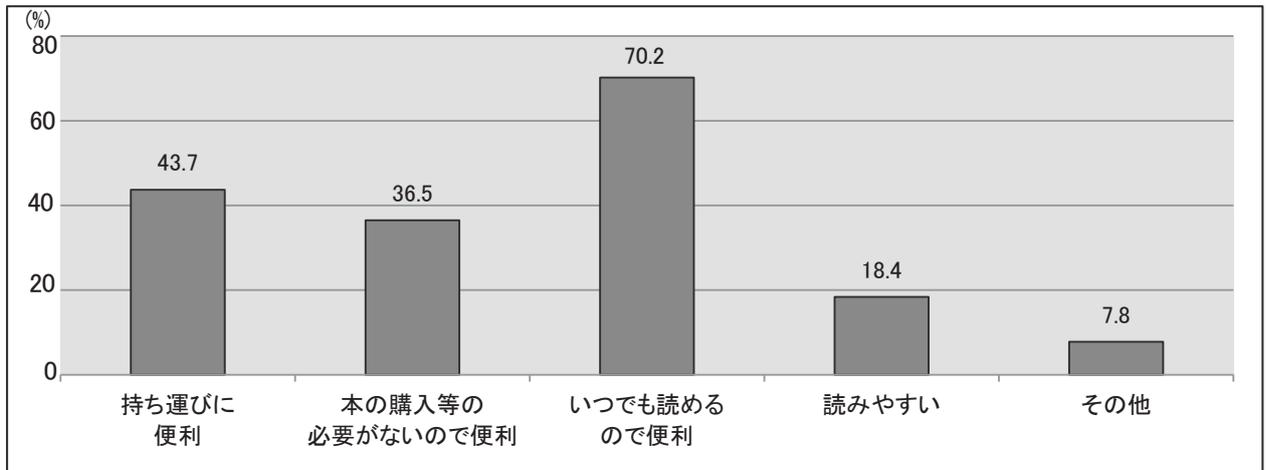
5 1年前と比べての読書量の変化 (平成25年度は未調査)



6 電子書籍の活用（中学生・高校生対象）
（平成25年度は未調査）

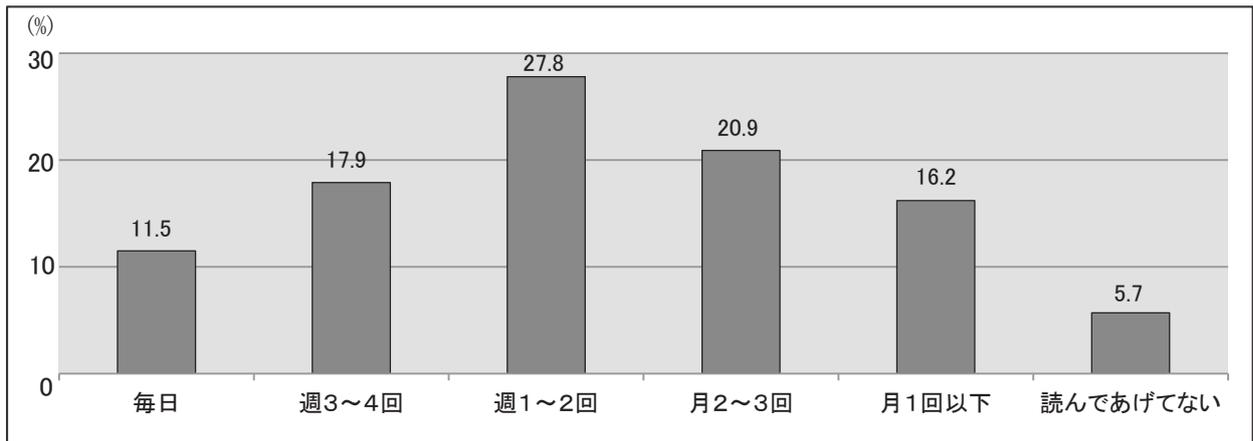
活用の経験がある	活用の経験はない
29.0%	71.0%

7 「6」で「活用の経験ある」と回答した生徒の活用の感想（複数回答可）

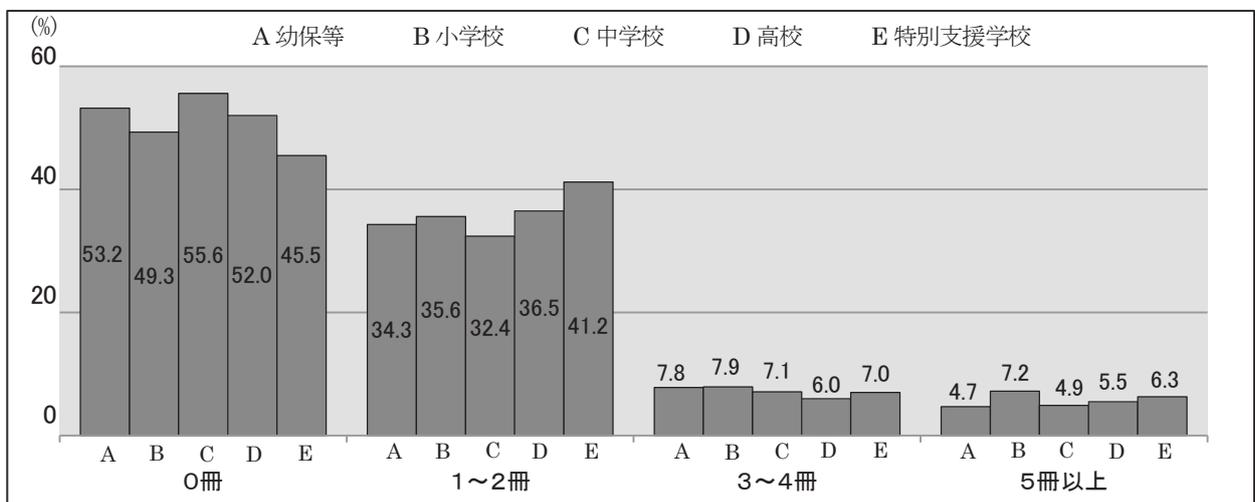


⑤保護者

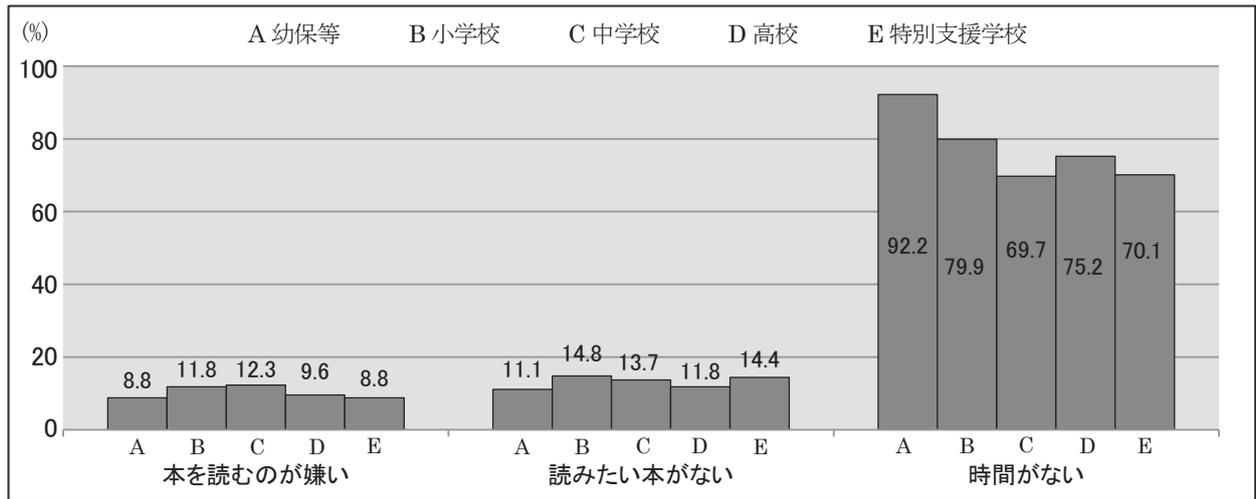
1 子供に本を読み聞かせをする回数（認定こども園・幼稚園・保育所の保護者対象）



2 保護者自身の1か月の読書冊数



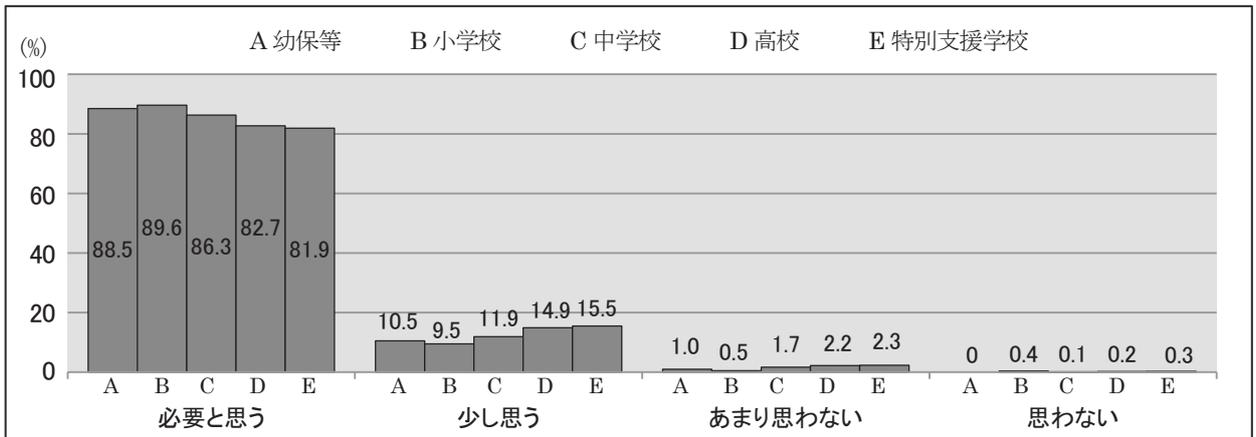
3 「2」で0冊と回答した理由



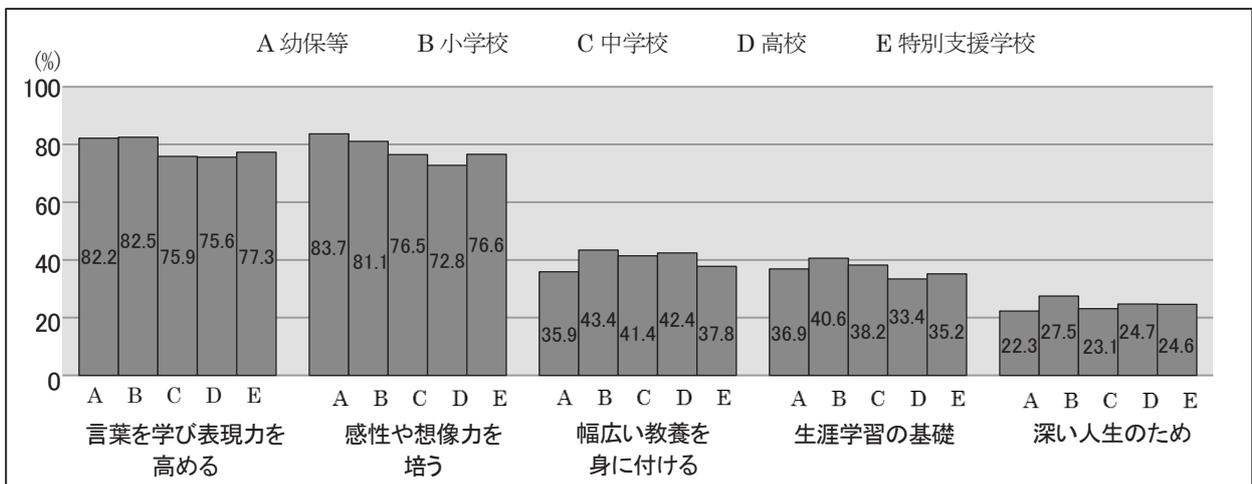
4 子供と一緒に地域の図書館等に出かける機会

年度	よく行く	時々行く	あまり行かない	行かない
H25年度	13.9%	36.4%	26.0%	23.7%
H30年度	16.5%	32.4%	17.7%	33.4%

5 子供にとって読書は必要だと思いますか



6 「5」で「必要と思う」、「少し思う」と回答した理由（複数回答可）



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成30年度 熊本県子供の読書活動推進会議 委員

	氏名	所属・役職名等
学校教育関係者	上村 日実子	熊本県国公立幼稚園会（会長）八代市立松高幼稚園（園長）
	橋本 須美子	熊本県学校図書館協議会（副会長）熊本市立川尻小学校（校長）
	中島 徹	熊本県立菊池支援学校 校長
社会教育関係者	河瀬 裕子	くまもと森都心プラザ図書館 館長
	村崎 一英	熊本県PTA連合会 会長
	吉田 ひとみ	肥後っ子いきいき読書アドバイザー
学識経験者	桑原 芳哉	尚絅大学 現代文化学部 教授
	福島 絵美	熊本放送ラジオ局 専門部長
民間団体	後藤 良子	おはなし トライアングル

熊本県子供の読書活動推進計画（第四次）策定会議 委員

	氏名	所属・役職名等
学校教育関係者	須惠 勝幸	天草市立栖本小学校 校長
	松下 千佳	熊本県立小川工業高等学校 事務主査司書
	玉目 恭子	熊本県立盲学校 主任学校図書館事務職員
図書館	河瀬 裕子	くまもと森都心プラザ図書館 館長
学識経験者	桑原 芳哉	尚絅大学 現代文化学部 教授
社会教育関係者	吉田 ひとみ	肥後っ子いきいき読書アドバイザー
保護者	今田 史昭	熊本県公立高等学校PTA連合会 副会長

【事務局】

	氏名	所属・役職名等
推進会議事務局	井芹 護利	熊本県教育庁教育総務局社会教育課 課長
	吉川 良二	” 審議員
	田原 里恵	” 主幹(家庭教育支援班)
	中島 公洋	” 社会教育主事
	佐伯 恭男	” 社会教育主事
	高橋 雄介	” 主事
	坂井 幸代	熊本県立図書館 児童係長
	内田 雅三	” 指導主事
	森元 博徳	熊本県教育庁教育指導局高校教育課 指導主事
	岩本 龍二	” 義務教育課 指導主事
平川 幸代	” 特別支援教育課 指導主事	

※各委員、事務局ともに平成31年（2019年）2月現在の職名

第四次 肥後っ子いきいき読書プラン
熊本県子供の読書活動推進計画

発行 平成31年(2019年)3月 熊本県教育委員会

編集 熊本県教育庁教育総務局社会教育課

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL:096-333-2698 FAX:096-387-0089



本を読んで
夢を広げたいモン

発行 者：熊本県教育委員会
所 属：社会教育課
発行年度：平成30年度(2018年度)